

敷地外緑地等に関するガイドライン

令和4年10月1日

刈谷市商工業振興課

工場立地法運用例規集2-2-3②において、現に設置されている工場又は事業場（以下、「工場等」という。）が生産施設の面積を変更（減少を除く）する場合に、工場立地に関する準則（以下「準則」という。）に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない場合において、勧告しないことができる場合の基準は、下記のとおりとする。

記

工場立地法運用例規集2-2-3②の「当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされ、かつ、当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合」は、次の全ての要件に該当する場合とする。

1 工場等が立地する敷地内に未利用部分がないこと

未利用部分とは、生産施設、緑地、環境施設、倉庫等に利用されていない部分をいう。

2 工場等の敷地内に、次に掲げる緑地等を整備すること。

- ・ 緑地：「緑地に係る準則を満たす面積」（※1）の50%以上
- ・ 環境施設：「環境施設に係る準則を満たす面積」（※2）の55%以上

緑地等に係る準則を満たす面積の算定時における敷地面積には、新たに整備する敷地外緑地等の面積を加えることとする。（ただし、準則に掲げる生産施設面積率の算定には当該敷地外緑地等の面積は含めない。）

※1 緑地面積：（工場等の敷地面積＋敷地外緑地等の緑地面積）×20%

※2 環境施設面積：（工場等の敷地面積＋敷地外緑地等の環境施設面積）×25%

3 準則を満たす緑地等の面積のうち、工場敷地内で確保することができなかった面積以上の面積を、工場等が所在する小学校区等の生活基盤を一にする市内地域（概ね2km）に新たに整備すること。

4 敷地外に整備する緑地等は、工場立地法で定義されるものと同様の規模・形態であること。